

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○ 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）（第一条関係）	1
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第二条関係）	5
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（第三条関係）	7
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（第四条関係）	8
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（第五条関係）	9
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第六条関係）	10
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第七条関係）	11
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第七条関係）	12
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第八条関係）	13
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第九条関係）	14
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第十条関係）	15
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（第十一条関係）	16
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十二条関係）	17

改正案	現行
<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（特定開発行為に係る土地の形質の変更）</p> <p>第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートル</p>	<p>（避難促進施設）</p> <p>第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p>

を超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの

二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

（制限用途）

第二十一条 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は

（新設）

放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター(妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。)その他これらに類する施設

二 幼稚園及び特別支援学校

三 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)及び助産所(妊婦、産婦又はじよく婦の収容施設があるものに限る。)

(特定開発行為の制限の適用除外)

第二十二条 法第七十三条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為(法第七十二条第一項に規定する開発行為をいう。次号において同じ。)
- 二 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(特定建築行為の制限の適用除外)

第二十三条 法第八十二条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う建築
- 二 仮設の建築物の建築
- 三 特定用途(第二十一条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。)の既存の建築物(法第七十二条第一項の規定による津波災害特別警戒区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。)の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

(居室の床面の高さを基準水位以上の高さにするべき居室)

第二十四条 法第八十四条第一項第二号(法第八十七条第五項におい

(新設)

(新設)

(新設)

て準用する場合を含む。)の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室(当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第七十三条第一項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室)とする。

一 第二十一条第一号に掲げる用途(次号に掲げるものを除く。)
寝室(入所する者の使用するものに限る。)

二 第二十一条第一号に掲げる用途(通所のみにより利用されるものに限る。)
当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

三 第二十一条第二号に掲げる用途
教室

四 第二十一条第三号に掲げる用途
病室その他これに類する居室

(行為着手の制限の例外となる工事)

第二十五条 法第八十六条第三項(法第八十七条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(新設)

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十九 （略）</p> <p>十九の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）<u>第二十三条第一項、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項の許可</u></p> <p>二〇一〇二七 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二〇一 （略）</p> <p>二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二條第一項、第五十八條、第六十八條、第七十三條第一項、第七</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十九 （略）</p> <p>十九の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）<u>第二十三条第一項の許可</u></p> <p>二〇一〇二七 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二〇一 （略）</p> <p>二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二條第一項、第五十八條及び第六十八條</p>

十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項

二十一～三十五 (略)

2・3 (略)

二十一～三十五 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあっては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十六～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあっては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十一～二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>十六〇十九（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五〇十八（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十三 （略） 二十三の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律 第二百二十三号）<u>第二十三条第一項、第七十三条第一項、第七十八 条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項の許可</u> 二十四～三十一 （略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十三 （略） 二十三の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律 第二百二十三号）<u>第二十三条第一項の許可</u> 二十四～三十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四十七 （略）</p> <p>四十八 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）<u>第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七條第五項において準用する場合を含む。）</u></p> <p>四十九～六十二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四十七 （略）</p> <p>四十八 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）<u>第二十五条</u></p> <p>四十九～六十二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二三三・二四四（略）</p> <p>二五五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条</p> <p>二三三・二四四（略）</p> <p>二五五（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十四 （略） 三十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。） 三十六～四十四 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十四 （略） （新設） 三十五～四十三 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>十六～十八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五～十七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四 （略） 二十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。） 二十六～三十二 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四 （略） （新設） 二十五～三十一 （略） 2 （略）</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十五～二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四～二十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（水政課の所掌事務） 第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十一 （略） 十二 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に関すること（技術に関するものを除く。）。</p>	<p>（水政課の所掌事務） 第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十一 （略） 十二 津波災害警戒区域に関すること（技術に関するものを除く。）。</p>